

# 環境負荷削減のための 経営経済的・法的手法に関する一考察 —環境関連税制への展開—

柳田 仁

## 1 現代における環境問題

産業革命以来、人類は地球環境の汚染と天然資源の大量消費を加速度化している。特に、20世紀において先進国での大量生産・大量消費、地域紛争・戦争、原発事故、核実験等によって地球は痛めつけられてきた。その結果、地球規模での環境問題が浮上し、環境負荷の削減が喫緊の問題となっている。

現代における環境問題として

- (1) 地球温暖化
- (2) 廃棄物の爆発的増加
- (3) 海洋・河川・湖沼等の汚染
- (4) 大気の汚染
- (5) 酸性雨被害の増加
- (6) オゾン層の破壊
- (7) 複合的な都市汚染
- (8) 砂漠化の進行
- (9) 熱帯雨林の減少
- (10) 野生生物の減少等、  
種々のものが挙げられる。

このような環境問題から生じる環境負荷を削減し、いかにして持続的発展を目指すかが現代社会に課された重大な課題である。そのために経営経済的・法的、その他の面から、種々の提案がなされ、また現在、実施されている手法もある。

## 2. 環境負荷削減のための種々の経営経済的・法的手法

環境負荷削減のための手法として、以下のような種々のものが現在までに提唱されている。

- (1) 法令等による規制
- (2) 税制(含課徴金)
- (3) 補助金制
- (4) 排出量(権)取引制
- (5) デポジット制
- (6) トップランナー方式
- (7) 技術革新

等が挙げられる。

これらの環境負荷削減のための手法は、法的ものと経営経済的のものに大別できるが、更に強制(規制)的なもの、任意(自主)的なもの、報奨的なもの等にも分類できる。本章では、主に前者の分類にしたがって、以下論述する。

### 2.1 法的な環境負荷削減のための手法

現代では、「公共の広場等ではゴミを捨ててはならない」、「神社の近くの小川を汚すと罰が当たる」といった道徳・迷信はあまり通用しなくなり、また、自然保護に関心のある事業主が、会社の周辺地域等の緑化に自己の財産の大半を使うというようなことも少なくなっている。

道徳、宗教、温情主義のみでは環境汚染を防止できなくなった現代においては、強制的な法規制によって、環境負荷を削減しようとする手法がある。これに関連する法令が環境法に属する。

環境法は、環境負荷を削減し、環境を保全し、良好な環境を維持することを主たる目的とする法令である。広義の環境法の成文法には、憲法、法律、政令・省令、条約、条例等がある。不文法としては慣習法、判例法、条理法等がある。

環境法の対象となる環境とは、一般に、広義の人間を含む生物を取り巻く周囲の世界(Environment; Umwelt)のうち、汚染や悪化により、人の健康、生活または生態系に支障を及ぼすおそれがあり、国家・地方自治体が何らかの

対策をとる必要があるものをいう<sup>1</sup>。

我が国における環境に関する憲法といわれる『環境基本法』ではその第2条①から③で、「環境」それ自体の定義はせず、「環境への負荷」、「地球環境保全」、「公害」について個別的に定義している。

環境基本法(以下『基本法』と省略する)では、「環境の保全上の支障を防止するための規制措置<sup>2</sup>」と「環境の保全上の支障を防止するための経済的措置」とに区分して規定している。

本節では、環境保全上の支障防止を、広義の環境負荷の削減と解して、その法規制を各分野別に例示的に紹介する。

### 2.1.1 環境の保全上の支障を防止するため規制措置

『基本法』第21条では、国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならないとし、その第1項において「大気汚染、水質汚染、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」を挙げている。更に2号から5号でも具体的な項目を挙げている。

#### (1) 大気汚染

大気汚染の原因には、工場・発電所等の固定設備装置からは発生するものと、自動車・電車・船舶等の可動するものから発生するものとに区分できるが、前者が公害防止技術の革新で大幅に減じたのに対し、後者は数量の爆発的増加もあり、今なお増加傾向にある。

大気汚染防止法では、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気物質ごとに排出基準が定められている(第3条第1項)が、ばい煙発生施設が集合的に立地している地域において、新たに設置されるばい煙排出施設にはより厳しい排出基準が定められ(第3条第3項)、

---

<sup>1</sup> 南博方・大久保規子『要説 環境法』有斐閣、2009年、21頁。

<sup>2</sup> ここで規制措置とは、環境汚染の原因となる事業活動等を制限、禁止し、汚染の除去、浄化等を義務付ける措置であり、通常、違反者に制裁(罰則等)を科することにより、その実効性が確保される。

さらに各都道府県が独自の条例で「上乘せ排出基準」を定める(第4条)ことも認められている<sup>3</sup>。またさらに濃度規制でも、基準達成が困難な地域には、総量規制を認めている。このほかにNOx・PM法も、2001年に公布されている。

## (2) その他の汚染

その他水質汚染には水質汚濁防止法(排出規制・総量規制、1996年改正)、騒音・振動の規制には騒音規制法(1968年)、土壌汚染には土壌汚染対策法(2002年)があるが、紙幅の都合上、その詳細は省略する。

### 2.1.2 その他種々の分野別法律<sup>4</sup>。

#### (1) 環境影響評価法

各種公共事業を実施する際、それらが環境に及ぼす影響について、事前の調査・予測・評価を義務づける法律である。

#### (2) 環境リスク管理法

主に、化学物質の製造・使用規制に関する法律であり、P R T R<sup>5</sup>も制定されている。

#### (3) 資源循環法

これに関して4つの関連法規が制定・改正されている。

リサイクル関連法には、一般的な法律としての「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年)とは別に、容器包装、家電、食品、建設資材、自動車等の重点領域に関しては、分野ごとの個別法もある。リサイクル製品の使用促進に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法、平成12年)がある。

廃棄物処理関連法には、一般法としての廃棄物処理法の他に、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」や「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(平成12年)がある。

---

<sup>3</sup> 富井利安編『レクチャー環境法』、中井勝巳(第3章)、法律文化社、2010年、48頁。

<sup>4</sup> 以下、一例として南等の分類の概要を加筆修正して紹介した。南・大久保、前掲書、29頁以下。

<sup>5</sup> 有害性のある化学物質の排出量および廃棄物に含まれている移動量を登録・公表するしくみを定めた法律である。Pollutant Release and Transfer Registerの略称。

#### (4) 自然保護法

生物多様性基本法等がある。2010年10月には、名古屋で生物多様性条約第10回締結国会議(COP10)が開催され。法的拘束力はないが、この会議では、生物の利用や利益配分の枠組を定める(名古屋議定書)と世界の生態系保全目標(愛知ターゲット)を採択して閉幕した。

#### (5) 歴史的・文化的環境保全<sup>6</sup>法

#### (6) 低炭素社会法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年)等が制定されている。

#### (7) 環境刑法

公害犯罪処罰法があり、また、各個別法にも罰則規定が制定されている。

#### (8) 環境行政組織法<sup>7</sup>

このほかに地方公共団体が法令に違反しないように定めている条例、国際条約がある。

以上のように、法的な環境負荷削減のための手法は、法律によって強制的に規制し、義務付けたり、推奨するものであり、それに違反すると罰則を科するところにその特質がある。しかし、このような規制的手法のみでは広範な環境問題に対処することが不十分となり、経営経済的手法が注目されるようになる。

## 2.2 経営経済的な環境負荷削減のための手法

経営経済的手法では、市場におけるメカニズムを活用する。

『基本法』第22条では、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置として、①必要かつ適正な経済的助成措置、②適正かつ公平な経済的な負担を課することとしている。ここではより広く解して、種々の経営経済的手法に関して

---

<sup>6</sup> たとえば、オーストラリアでは、以前連邦環境省という名称であったものを、連邦環境・文化遺産省(Department of the Environmental and Heritage)という名称に変更した。建国300年にも満たない国であることから、古い建物等が少なくそれらを保全しようとする意識が高いようである。拙著『企業と社会のための経営会計論』創成社、2008年、142-146頁

<sup>7</sup> その他に、被害者救済法、費用負担法、被害者救済法も挙げられている(南・大久保、前掲書)。

紹介する。

### 2.2.1 経済的助成措置

環境への負荷活動を行う者に、その負担の軽減を図るために適切な経済的助成をする。この具体的な助成措置として補助金の交付、賦課金の減免、エコポイント制度、報奨金の授与、低金利融資、税制上の優遇措置等が挙げられる。

### 2.2.2 デポジット制(deposit system)

デポジットという用語には、銀行預金、保証金、預り金という意味がある。たとえば、ビン入りの牛乳を販売する際に、50円の預り金を含め150円徴収し、ビンを返せば50円返済するような制度である。この制度を利用することで販売者側はビンを破損もなく、廃棄されずに返却も受け、また環境も汚染されないという効果がある。

ちなみに、カナダ・アルバータ州の飲料容器強制デポジット制度では、回収やリファンドの支払に特化した民間の専門業者を育成することで消費者の返却の利便性を増し、効率を上げているという<sup>8</sup>。

### 2.2.3 トップランナー方式<sup>9</sup>

トップランナー方式(Top Runner Approach)とは、1999年4月に施行された改正「省エネ法<sup>10</sup>」において導入された、各機器のエネルギー消費効率基準を設定する方法である。すなわち、電気製品等の省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器・自動車等の中で最高の効率レベルに設定し、この基準に達しない製品を販売する企業にはペナルティを科する制度である。

---

<sup>8</sup> 沼田大輔「カナダにおける飲料容器デポジット制度の現状と課題」環境経済・政策学会編『環境税』東洋経済新報社、2004年、181ページ以下。

<sup>9</sup> <http://www.eic.org.jp/ecoterm/?act=view&ecoword....> 2011/03/21

<sup>10</sup> 正式な名称は、1979年に制定された経済産業省所管の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」である。1998年の改正では、京都議定書を受け、電気機器等の省エネ基準へのトップランナー方式の導入、大規模エネルギー消費工場への中長期の省エネ計画の作成提出の義務付け等が盛り込まれた。

#### 2.2.4 排出量(権)取引制

地球から熱を逃す赤外線を吸収する温室効果ガス(greenhouse gas)には、CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>(メタン)、N<sub>2</sub>O(酸化二窒素)、NO<sub>x</sub>、CO、NMVOC(非メタン炭化水素)、さらに京都議定書で新たに追加されたHFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF<sub>6</sub>(六フッ化硫黄)、SO<sub>2</sub>(二酸化硫黄)がある。この温室効果ガスを削減し、地球温暖化を遅らせるために各国は協議し、努力している。

これに関連して、『京都議定書』本文第3条では「アネクス I の締結国は、2008年から2012年までの約束期間において、アネクス I の締結国全体の排出量を1990年の水準から少なくとも5%削減することを念頭において、個別又は共同で、アネクス A に掲げる温室効果ガスの人為的な排出量(二酸化炭素換算量)の合計が、アネクス B に定める数量的な排出抑制および削減の約束に基づいて計算された割当額を超えないことを確保しなければならない」<sup>11</sup> としている。

排出量取引は、一般にキャップ・アンド・トレード(cap and trade)とベースライン・アンド・クレジット(baseline and credit)の2つに類型化されている。

このうちキャップ・アンド・トレードとは、最初に政府が、温室効果ガスの総排出可能量(枠)を設定し、それを一定の基準で個別に規制主体に割り当て、そのうちの一部の移転取引を許容する制度である。この割り当て方式には、グラントファザリング、オークション等がある。前者は、過去の排出実績に基づいて排出枠を配分するのに対して、後者は政府が公開入札によって販売する方式である<sup>12</sup>。両者とも一長一短がある。

これに対して、ベースライン・アンド・クレジットとは、温室効果ガスの排出削減プロジェクト等を実施し、プロジェクトがなかった場合に比べた温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認定し、このクレジットを取引する方

<sup>11</sup> 環境庁『京都議定書と私たちの挑戦—「気候変動に関する国際連合枠組み条約」に基づく第2回日本報告書』、大蔵省印刷局、1998年、198,243頁。

<sup>12</sup> 中央青山サステナビリティ認証機構編『CO<sub>2</sub>規制への効率的な対応手法 排出権取引のしくみと戦略』、中央経済社、2002年、21頁。

式である。したがって、この主体に対しての排出枠は設定されていない。この方式では、排出権市場では売主だけが存在し、政府等が買手となる。排出量の削減に努力した個々の主体的に金銭等で報いることになる。なお、共同実施(JI)<sup>13</sup> とクリーン開発メカニズム(CDM)<sup>14</sup> にいずれもこの方式で行われることとなる<sup>15</sup>。実際に検討中の制度においては、両方式の折衷型が多く、京都議定書における先進国間の排出量取引はキャップ・アンド・トレードである。

### 3 税制による手法

税制による手法は、経営経済的手法の1つであるが、ここでは章を改めて論述する。

#### 3.1 我が国における環境税<sup>16</sup>導入までの経緯

##### 3.1.1 2003年8月の環境省中央環境審議会地球環境部会の『温暖化対策税制の具体的制度の案』

国民による検討・議論のための提案(報告)』以降、経団連の反対、経済同友会代表幹事の好意的な発言があり、2004年8月には、環境省中央環境審議会地球環境部会『地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ』が発表されている。以下にその要旨を紹介する。なお、本取りまとめに関して、広く国民の意見を聴取することとしている。

---

<sup>13</sup> 共同実施(Joint Implementation)とは、特定の先進国間で、温室効果ガス削減事業を行った結果、生じた削減単位をホスト国から投資国に移転すること。柴田・梨岡『進化する環境会計』、153頁。

<sup>14</sup> クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism)とは、特定の先進国が、途上国において実施された温室効果ガスの排出削減事業から生じた削減分を獲得することを認めた制度である。

<sup>15</sup> 柴田英樹・梨田英理子、前掲書、中央経済社、2006年、146頁。

<sup>16</sup> ここでは狭義の、CO<sub>2</sub>排出量の抑制を目標に、化石燃料が排出する炭素含有量に賦課する炭素税を中心に考察する。広義では、環境に負荷を与える財・サービス全般を課税対象にし、それらを抑制し環境保全に役立てようとする個別消費税・課徴金等も環境税とされる。また、既存税制のうち、創設当初はこの範疇に入らなかったものでも、環境税として新たに見直される租税もある(石弘光『環境税とは何か』)。

### 3.1.2 2003年11月 環境省『環境税の具体案』

その要旨を紹介すると以下の通りである。

#### (1) 基本的考え方

- ・地球温暖化対策推進大綱の見直しの年であり、追加的対策・施策が不可欠である。
- ・環境税は、温室効果ガスの排出に応じ、幅広く負担を求めることができるなど、公平性、透明性、効率性、確実性に優れた施策である。
- ・京都議定書での1990年度比削減目標6%を達成するために、規制的手法や自主的取組、経済的手法など様々な施策によって可能な限り排出削減を進めていく必要があること。
- ・環境税の導入は、企業・国民が温暖化対策に参加していく仕組みの構築を目指すことである。

#### (2) 環境税の具体的仕組み

##### 1) 課税対象、課税段階

- ・全ての化石燃料と電気を対象とする。

上流課税：揮発油(ガソリン)、軽油、灯油、LPG

下流(消費時)課税：石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料

##### 2) 税収額、税率

- ・税収額：約4,900億円
- ・税率：2,400円/炭素トン
- ・家計負担：1所帯当たり年間約3,000円

##### 3)税負担の減免措置

- ・国際競争力の確保・産業構造の激変緩和等
- ・低所得、中小企業等への配慮等

##### 4)既存エネルギー関係諸税との関係も考慮

##### 5)税収の使途

地球温暖化対策への取組や森林の整備・保全への支援、具体的には、省エネルギー機器の購入、環境関連産業の育成・環境設備の支援、グリーンな交通の実現、クリーンエネルギーへの転換・緑化支援

##### 6)地方公共団体への譲与

「環境譲与税」の創設、温暖化対策分税収分の2割程度を地方公共団体に譲与  
(3)環境税の効果・影響

- ・税による削減量 5,200万トン程度(1990年比4%強)の削減
- ・経済への影響 GDP年率0.01%減<sup>17</sup>

その後、平成17, 18, 19, 20年度と税制改正で、具体案および税制改正要望の結果について公表されている。

### 3.2 平成23年度環境省税制改正要望の結果と税制改正大綱<sup>18</sup>

環境省は、平成23年度環境省税制改正要望の結果(平成22年12月)について以下のように公表している。

#### 3.2.1 地球温暖化対策(低炭素化促進)のための税制全体のグリーン化

##### (1) 「地球温暖化対策のための税」の導入

平成22年12月16日の閣議決定で、平成23年度税制大綱において改正要望が以下のように盛り込まれた。

平成23年度の税制改正大綱 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み、環境関連税制：

##### (i) 地球温暖化対策のための税の導入

税制による地球温暖化対策を強化するとともに、温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとした。具体的には、現行の石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO<sub>2</sub>排出抑制をするために、現行の石油石炭税にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする。この措置は、平成23年10月1日から導入されるが、税負担の急増を避けるために、今後4年間で段階的に増税し、平成27年4月から完全実施される。例えば、原油・石油製品の1キロリットル当たり税額は現行で2,040円であるが、23年10月1日には2,290円、25年4月1日には2,540円、27年

<sup>17</sup> <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=5175> 2011/03/06

<sup>18</sup> 環境省「平成23年度 環境省税制改正要望書の結果について」平成22年12月。

4月1日には2,800円となる。完全実施後は、約2,400億円の増収が見込まれている。税収の用途については、経済産業省、環境省、財務省の見解が対立していたが、平成23年度の税収をエネルギー対策特別会計に繰り入れる方針に決着した<sup>19</sup>。

また、『改正大綱』では揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税についての暫定税率は、現状の税率を維持し、地球温暖化対策に関する地方自治体の財源確保のしくみを検討するとしている。さらに、税の名称等に関しては、さらに検討することになっている。

その他に次のような項目がある。

(ii) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長(所得税)

税額控除額の計算基礎となる省エネ改修費用額について、補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額控除後の金額とする見直しを行った上で、その適用期限を2年延期することとした。

(iii) 低公害車燃料供給設備に係る特別措置の延長(固定資産税)

充電設備を対象から除外した上で、適用期限を2年延長した。

(iv) 環境関連投資促進税制の創設(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

取得価額の30%の特別償却、中小企業者等については取得価額の7%の税額控除との選択適用措置等が許容される。

(v) 環境未来都市整備地域における特別措置の創設(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税)については見送った。

### 3.2.2 公害防止、廃棄物・リサイクル対策の推進

これに関しては、次のような施策があげられている。

(i) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税)：課税標準を最初の3年間価格の5分の3とする。

---

<sup>19</sup> 国立国会図書館『ISSUE BRIEF 調査と情報』郷田亜弥「平成23年度税制改正案の概要」、第696号、7頁。

- (ii) PCB汚染物質等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長(所得税、法人税)：特別償却率を現行の初年度14%から8%に引下げ1年延長。
- (iii) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長(不動産取得税)：その適用期限を3年延長した上で、廃止する。
- (iv) 産業活力再生特別措置法に基づく税制優遇措置の延長・見直し(不動産取得税)：減額措置の対象を限定し、適用期限を1年延長する。

### 3.2.3 自然環境の保全・環境保全活動の促進

- (i) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置の拡充および延長(固定資産税)
- (ii) 国立公園特別保護地区等の生物多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特別措置の創設(相続税)
- (iii) 生物多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る非課税措置の創設(不動産取得税、固定資産税)
- (iv) 非課税活動法人に係る税制上の特別措置の創設(法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)【新規】：2,000円を超える寄付金について、所得控除との選択により、その超過額の40%相当額を所得税額から控除
- (v) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置の創設(固定資産税、都市計画税)

### 3.2.4 研究開発の促進

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(所得税、法人税)

以上の事項が税制に織り込まれることで、一方的義務として法令によって課税されることになる。また、環境税による手法は、経営的手法を柱としながらも法令(含罰則)による規制も含むことで、より実効性を高めている。

なお、平成23年度税制大綱も平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって修正も余儀なくされるであろう。

## 4 各国の環境関連税制導入の経緯とその比較

### 4.1 欧米・中国の環境関連税制導入の経緯と内容

#### 4.1.1 EU諸国<sup>20</sup>

##### (1) フィンランド・スウェーデン・ノルウェー・デンマーク

1980年代からの環境問題への関心の高まりに伴い、フィンランドは早くも1990年にいわゆる炭素税を導入している。炭素税導入に際し、エネルギー税の一部を減税・廃止している。課税標準は炭素含有量で、税収の用途は、後述のスウェーデン・ノルウェーと同じく一般財源である。

スウェーデンでは1957年にエネルギー税、つづいて1991年には、スウェーデン・ノルウェー両国が二酸化炭素税(CO<sub>2</sub> tax)を、その翌年にはデンマークが同税を導入した。エネルギー製品に対しては、エネルギー税、二酸化炭素税および硫黄税の3種の税が課されている。ノルウェーにおいて課税標準は、必ずしも炭素含有税等に対応しない<sup>21</sup>。

なお、デンマークについては、1977年に鉱物油税、1982年に石炭税、1996年には天然ガス・都市ガス税も導入されている。この国においては、暖房用が最も高く、ついで軽工業、重工業の順に税率が高い。一般燃料税は一般財源、エネルギー規制税は、課税対象部門に還元している。

上述のように、北欧4カ国では相次いで温暖化対策関連の税制をいち早く改正したことになる。

##### (2) オランダ

オランダは、デンマークが二酸化炭素税を導入した同じ1992年に、一般燃料税(General fuel tax)を導入した。この炭素税が、1992年課税ベースをエネルギー発熱量50%、炭素含有量50%とする燃料消費税、いわゆるEU型の炭素・エネルギー税へと発展した。その課税対象は、ガソリン、軽油、重油等化石燃料全般である。更に、1996年にはエネルギー規制税(Regulatory energy tax)も導入している。これは、一般家庭ならびに小規模エネルギーの

---

<sup>20</sup> 近藤昭一(環境副大臣)「地球温暖化対策のための税について」(参考資料)、平成22年11月9日、3頁。以下各国の項にも参照した。

<sup>21</sup> [www.env.go.jp/report/h13-05/07.pdf-html](http://www.env.go.jp/report/h13-05/07.pdf-html) 2011/04/07

電力消費、天然ガス、軽油、重油、LPGに対し追加的な炭素税として導入されたものである。一般燃料税については、税率が低いため免除・軽減措置はあまり存在していない。また、これ以外に個別消費税としてのエネルギー税がそのまま維持されている。

なお、税収のうち一般燃料税は一般財源、エネルギー規制税は課税対象部門に還元されている。

### (3) イギリス

1993年には、イギリスは、炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引き上げを1999年まで行うこととした。さらに、2001年には、気候変動税(Climate change levy)が導入された。この税は、温室効果ガス排出量の削減を目的として創設され、その目的は順調に達成されているという。

エネルギー集約産業の国際競争力への影響、環境への影響、地域への影響を配慮して免除・軽減措置が導入されている。また、税収はビジネス部門に還元されている。

### (4) ドイツ

温暖化対策の税として、物品税に属する鉱油税および電力税がある。物品税の対象品目は、物品税と消費税が二重に課されることになる。ただし、発電熱生産、電熱併給設備のための発電用燃料として使用した場合は還付、動力用燃料に使用しない場合は免税、燃焼用軽油、天然ガスを暖房用燃料として使用した場合は減免等の措置もある。税率は炭素含有量に比例しないエネルギー税的色彩が強く、他国ほど高率ではない<sup>22</sup>。

1999年に、鉱油税 (Mineral oil tax) の段階的引き上げを2003年まで実施するとともに電気税(Electricity tax)が導入された。また2006年には、鉱油税の課税対象を石炭まで追加し、エネルギー税に改組した。

貿易立国であるドイツにおいて環境税は、企業の国際競争力低下等の懸念があり、一定量以上を使用する企業の操業用電力に対する軽減措置、電力税負担が企業の雇用保険料の一定額以上を超える場合の軽減措置等が導入された。

---

<sup>22</sup> 日本エネルギー経済研究所「欧州各国におけるエネルギー環境税制に関する調査」IEEJ, 2004年4月。拙稿「環境税に関する基礎的考察」中央大学経理研究所『経理研究』、53号(2010年)、279頁。

税収は、国民年金保険料の軽減、再生エネルギーへの補助金等に充当されている。

#### (5) フランス

1982年に導入された石油製品税は、物品税の一種である。原発大国<sup>23</sup>フランスは、EUの主要国では、遅れをとったが、2007年に石炭税（Coal tax）を導入している。たとえば、石炭の税率はkg当たり約1.6円である。

エネルギー集約型企业への減免措置として、企業の国際競争との関連やエネルギー消費原単位等を考慮して製鉄、鑄造、合金、非鉄金属、アルミ、船舶、銅、無機化学、窒素肥料産業に対する減免措置の導入が検討されるとともに、農林漁業は課税対象外とした。

なお、税収は、社会保障関連財源とした。

#### 4.1.2 アメリカ合衆国

アメリカ政府においては、フロンに課税してオゾン層破壊物質の削減を目指しているが、EU諸国ほど課税に熱心ではない。むしろ、環境保護庁と産業界のパートナーシップによって、温暖化対策に関する先進的な取組みが進められている<sup>24</sup>。

#### 4.1.3 中国

訪中の度に、目に見える環境問題、ばい煙、廃棄物、河川の汚染等が少しずつではあるが、削減されつつあることを感じるが、しかし、中国にはまだ環境浄化のためにすべきことは多い。

中国政府は、各種の法規制・経済的措置・近代的技術を駆使するとともに、国民の環境保護啓発に努めている。中国共産党は、科学的発展観に基づき、「資源節約型、環境にやさしい社会建設」を提唱している<sup>25</sup>。

そのようなものの1つに環境税がある。すなわち、資源税改革法案を着実に

---

<sup>23</sup> [www.env.go.jp/report/h13-05/07.pdf-html](http://www.env.go.jp/report/h13-05/07.pdf-html) 2011/04/07

<sup>24</sup> 環境省『エグゼクティブのための地球温暖化読本』。

<sup>25</sup> 王曦稿・北川秀樹訳「中国環境法の最近の進展と直面する課題」龍谷法学第40巻3号、267頁。

公布し、調定方式を改善し、税負担の水準を高め、適時に燃油税を公布すると  
している。また、新エネルギーの発展促進のための税収を検討するとともに、  
先進省エネ環境保護技術導入の税収優遇政策を促進するとしている。

なお、環境税の徴収について、中国の現行税制度と企業全体の税負担の調整  
ばかりでなく、各地区の経済利益と全体の財政体制の調整も必要である<sup>26</sup>。

#### 4.2 日本・EU諸国の環境関連税制の比較

平成22年12月8日付の参考資料「地球温暖化対策のための税について」(環  
境副大臣 近藤昭一)<sup>27</sup>によれば、日本とEU諸国のCO<sub>2</sub>排出量1トン当たりエ  
ネルギー課税の税率の比較は、以下のようである。

未定稿		日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較					(2010年4月現在)
	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気	
日本	55.84 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04	34.14 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04	2.04 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.04	0.70 (円/kg) 石油石炭税 : 0.70	1.08 (円/kg) 石油石炭税 : 1.08	0.375 (円/kWh) 電源開発促進税 : 0.375	
イギリス	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	17.00 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 17.00	2.06 (円/kg) 気候変動税 : 2.06	4.91 (円/kg) 気候変動税 : 4.91	0.757 (円/kWh) 気候変動税 : 0.757	
ドイツ	89.95 (円/ℓ) エネルギー税 : 89.95	64.65 (円/ℓ) エネルギー税 : 64.65	16.08 (円/ℓ) エネルギー税 : 16.08	1.17 (円/kg) エネルギー税 : 1.17	14.05 (円/kg) エネルギー税 : 14.05	2.817 (円/kWh) 電気税 : 2.817	
フランス	83.41 (円/ℓ) 石油製品付内消費税 : 83.41	58.88 (円/ℓ) 石油製品付内消費税 : 58.88	2.29 (円/ℓ) 石油製品付内消費税 : 2.29	1.17 (円/kg) 石炭税 : 1.17	3.04 (円/kg) 天然ガス消費税 : 3.04	- 地方電気税 : 税額税 <sup>(注)</sup>	
オランダ	98.12 (円/ℓ) 鉱油税 : 98.12	57.87 (円/ℓ) 鉱油税 : 57.87	4.63 (円/ℓ) 鉱油税 : 4.63	1.84 (円/kg) 石炭税 : 1.84	34.44~1.73 (円/kg) エネルギー税	15.310~0.069 (円/kWh) エネルギー税	
フィンランド	86.17 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 78.67 -付加税 : 6.50 -戦略備蓄料 : 0.93	50.02 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 42.15 -付加税 : 7.87 -戦略備蓄料 : 0.48	8.29 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 7.82 -戦略備蓄料 : 0.35	6.94 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 6.94 -戦略備蓄料 : 0.16	5.37 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 5.37 -戦略備蓄料 : 0.21	0.361 (円/kWh) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 0.344 -戦略備蓄料 : 0.018	
デンマーク	78.47 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 71.59 CO2税 : 6.88	58.79 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 51.17 CO2税 : 7.62	46.87 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 38.69 CO2税 : 8.18	37.24 (円/kg) 石炭税 : 29.61 CO2税 : 7.63	74.38 (円/kg) 天然ガス税 : 64.42 CO2税 : 9.96	13.300 (円/kWh) 電気税 : 12.157 CO2税 : 1.144	
EU最低税率	49.34 (円/ℓ)	45.35 (円/ℓ)	1.86 (円/ℓ)	0.53 (円/kg)	1.38 (円/kg)	0.069 (円/kWh)	

(注1) 揮発油は基本的に一般財源(税)。ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連の支出に充てるのが法令上定められている。等の例外がある。  
 (注2) ガソリン及び軽油については揮発油・交通税、重油、石炭、天然ガス、及び電気については専業用途を前提としている。その他、各種異種課税あり。  
 (注3) イギリスのガソリンは無税・無税の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については専業用途の内課税される。  
 (注4) ドイツのガソリンは無税・無税、軽油は無税、重油は無税、天然ガスは無税、電気は無税の税率。  
 (注5) フランスのガソリンは無税・無税、軽油は無税、石炭、及び天然ガス消費税は専業用途の内課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税後電力金の0~50%)。税率は、  
 中で最大3%、中で最大4%である。  
 (注6) オランダのガソリンは無税、軽油は交通税、天然ガス・電気は専業用途の税率。  
 (注7) フィンランドのガソリンは無税・無税、軽油は無税、電気は無税・工業・商業用途の税率。各種の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2.86円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。  
 (注8) デンマークのガソリンは無税、軽油は無税、天然ガスは無税、電気は無税(専業用途の税率)。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約2.86円に設定されており、表中で網掛けをしている。  
 (注9) EU最低税率はEU指令で定められており、ガソリンは無税・無税、軽油は無税、重油は無税、石炭は無税・無税、天然ガスは無税・無税、電気は無税の税率。  
 (備考1) 各国政府資料、及び欧州エネルギーデータベース(Energy Database)の税率を基に、重油・天然ガスについては炭素当量(CO2e)換算(1kg重油=0.851kg天然ガス)とし、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省が特定燃料の専業用途に付与する炭素当量  
 1kgの換算量の算定に関する報告書(炭素当量換算係数表)を参照して算定している。  
 (備考2) 為替レート：1ユーロ=約140.10円、1ユーロ=約124.40円、1デンマーク・クローネ=約8.46円(2009年4月から2016年2月までの為替レート平均値、Bloomberg)

出所：「地球温暖化対策のための税について」(参考資料)(環境副大臣 近藤昭一)

<sup>26</sup> 王曦稿・北川秀樹訳、前掲論文、283,284頁。

<sup>27</sup> 未定稿ではあるが、入手できる最新の情報である。

上掲の表をもとに各国のガソリン、軽油、重油、石炭、天然ガスについてのCO<sub>2</sub>排出量1トン当たり税額比較をしてみると次のようになる。

1) 日本についてみるとガソリン、軽油、重油、石炭、天然ガス全ての化石燃料についてはトン当たり税額が各国の中で最低である。重油についてフランスがやや日本に近い。ただし、本表では脚注のように1ユーロ137.43円で換算してあるが、現在の換算率約110円で計算すると、日本の税額は更に低下する。この結果から、日本ではEU諸国に比較し、エネルギー課税が低率である。

2) 最高税額は、ガソリンについては鉱油税のオランダ、軽油については炭化水素油税のイギリス、重油・石炭・天然ガスについては鉱油エネルギー税、石炭税、天然ガス税が多額であるのはデンマークである。

3) 以上から、EU諸国間においても品目毎に格差があるが、環境税に関してデンマークが最も厳しいようである。

4) 各国ともガソリン・軽油の高税率で、石炭・重油が低税率なのは、産業用を優遇していることが理解される。

## 5 残された課題と今後

環境税制に関しては、第1に、税負担増による特に企業の国際競争力への影響から経団連等の産業界からの反対論がある。この反対も以前と比べて軟化しているとはいえ、経済成長の阻害、「新税は悪税なり」という障害は簡単には拭い去れない。

第2に、課税の公平性の観点から、産業用と民生用との税率格差をどの程度つけるか、事業用と非事業用との境界線上の問題もある。国際的には、課税対象を共通にし、税率も同率にすることは、各国の状況が異なるので、現状では不可能である。また、課税の逆進性もデメリットになる。

第3に、環境税から得た税収の特定財源にするか、一般財源にするかという用途の問題も見逃せない。

第4に、狭義の環境税、すなわち炭素税では、原発によるエネルギーを課税ベースに含めない。したがって、原発を促進する税制ともなりうる。

第5に、環境税によって環境負荷を低減させようとするインセンティブ効果

が有効であるほど、税収は低下し、また不安定である<sup>28</sup>。

その他、環境税制には徴税费等種々の実践上、理論上の諸問題が存在するので、環境負荷削減のための優れた一つの方法であるとはいえ、単独では初期の目標を全て達成することは不可能である。したがって、税制による手法では、法的な規制の他に排出量取引、トップランナー方式等をも組み合わせて実施する必要がある。

---

<sup>28</sup> 石弘光『環境是とは何か』、岩波新書、1999年、130頁。